

市政だより

# おおむら

## 監査公表 特別号

### 監査公表

### 大村市監査公表 第1号

地方自治法第一九九条第三項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和52年5月6日

大村市監査委員 緒方彦市  
同 南野鹿松

#### 1. 監査の対象

総務部 税務課  
市民部 市民課  
生活環境課  
清掃課

#### 2. 監査の時期

自 昭和五十二年二月 十四日  
至 “ “ 二十五日

#### 3. 監査の結果 次のとおり

##### 〔まえがき〕

今回の監査は主として、昭和五十一年度(四～十月)の事務事業を対象とし、必要に応じては前年度以前にもさかのぼって会計取扱いの内部分け組織、契約の事務処理状況及び財産の管理状況に重点をおいて実施した。

監査の結果は、おおむね適正な事務処理がなされていたが、なお、それぞれの箇所において述べる事項については速やかに検討又は改善されたい。

#### 総務部 税務課

##### 1. 組織及び職員の配置状況

当課は従前は課税課、収納課とそれぞれ分かれていたものが今回の機構改革により税務課として統合されたものである。

市税の賦課、徴収事務は年々複雑化し、さらには課税対象の量的増加などと相まって、その課税客体の把握は益々困難性を増してきており、関係職員の労苦を多とするものがあるが、今後ともなお一層、課内における賦課及び徴収部門はもとより関係課とも連携を密にして事務処理にあたらねたい。

表 1 組織及び職員配置状況 総務部税務課 (昭和52年2月1日現在)

区 分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	業務員	計
課 長	1					1
庶 務 係	3		2			5
市 民 税 係	8		4			12
固 定 資 産 税 係	10		5			15
収 納 係	11		1			12
計	33		12			45

なお、昭和五十二年二月一日現在における当課の組織及び職員の配置状況は表1のとおりとなっている。

2. 市税の減免状況について

市税の減免状況について減免申請書など関係書類を審査した結果、市民税と国民健康保険税について、一部、その取扱いを異にするところが見受けられたので今後は取扱いの統一をはからりたい。

3. 滞納繰越について

滞納繰越については決算書からの繰越額と繰越調定及び滞納繰越カードを照査した結果、軽自動車税及び国民健康保険税において三、〇八〇円及び一九、二九〇円とそれぞれ相違していた。早急に是正されたい。

なお、十月末現在における滞納繰越にかかる収入状況は表2のとおりとなっている。

4. 徴収猶予について

徴収猶予については、徴収猶予申請書、同承認通知書（控）及び収納簿を照査した結果、市民税における法人税割額の徴収猶予申請に対し、当該収入金の徴収猶予を承認する際、猶予を行う猶予日数の算定を誤り延滞金額が相違しているもの一件、また同じく法人市民税について徴収猶予を承認したものに係る収納状況を収納簿など関係書類を審査した結果、徴収猶予に伴う延滞金の徴収残れが二件見受けられた。

地方税についての延滞金は地方税にかかる附帯債権として地方公共団体の徴収金の一つとされていることからその取扱については、なお一層の慎重を期された。

表 2 滞納繰越にかかるとる収入状況 (昭和51年10月末現在)

税 目	繰越調定額	収入済額	収入未済額	収入率	備 考
市民税(個人)	9,283,817円	4,126,255円	5,157,562円	44.45%	
“ (法人)	3,783,770	1,272,680	2,511,090	33.64	
固定資産税	11,360,048	1,776,880	9,583,168	15.64	
軽自動車税	2,398,160	358,270	2,039,890	14.94	
木材引取税	25,156	0	25,156	—	
特別土地保有税	646,830	453,200	193,630	70.06	
都市計画税	1,635,722	274,770	1,360,952	16.80	
計	29,133,503	8,262,055	20,871,448	28.36	
国民健康保険税	22,853,810	5,281,250	17,572,560	31.86	

5. 滞納処分執行停止について

昭和五十一年四月から十二月までの市税における滞納者に対する滞納処分執行停止の状況は

地方税法第十五条の七第一項(無 資 産)

該 当 者 六 件

二 号(生 活 窮 迫)

該 当 者 十 三 件

三 号(所 在 ・ 財 産 不 明)

該 当 者 二 十 五 件

となつてはいるが、このうち三号(所在・財産不明)該当者で昭和四十七年から四十九年に住民基本台帳法に基づいて既に職権消除されたもの七件が含まれている。このように数年前に職権で消除されたものを何年もその納税義務を存続させるということとはあまり意味がないと思料されるので、それぞれの実態に適切した措置をとらるべき。

6. 差押処分について

昭和五十一年十月末現在における市税滞納に係る差押処分は表3のとおりとなっている。

差押処分については、差押調書など関係書類を審査した結果、差押処分の期間が長期にわたつていたりものが散見された。これらはそれぞれなんらかの事由があるものと思われるが、差押処分は納税者に対し、精神的苦痛を与えるものであり、長期にわたつて差押えるということは、適正な措置とはいえないので納税者の資力、態様に応じ、適切な措置を講ぜられた。

表 3 差 押 処 分 状 況 調 書

区 分	前 年 度 繰 越		昭和51年4月から10月までにおける				昭和51年10月 末 高	
	件 数	金 額	差 押 処 分		解 除		件 数	金 額
			件 数	金 額	件 数	金 額		
不 動 産	12件	7,941,630円	1件	134,160円	4件	4,229,470円	9件	3,846,320円
電 話 加 入 権	25	1,675,700	18	1,675,110	10	777,330	33	2,573,480
債 権	1	206,680	5	344,880	3	464,060	3	87,500
計	38	9,824,010	24	2,154,150	17	5,470,860	45	6,507,300

表 4 組 織 及 び 職 員 配 置 状 況 市 民 部 市 民 課 ( 昭 和 5 2 年 2 月 1 日 現 在 )

区 分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	業務員	計
課 長	1					1
窓 口 係	5		1			6
記 録 係	11		2			13
計	17		3			20

市 民 部 市 民 課

1. 組織及び職員配置状況  
 当課の昭和五十二年二月一日現在における組織及び職員配置状況は表4のとおりである。

表 5 諸 届 及 び 一 般 事 務 処 理 状 況 ( 昭 和 5 1 年 4 月 ~ 1 0 月 )

戸 籍 関 係		住 民 基 本 台 帳 関 係		そ の 他		合 計
区 分	件 数	区 分	件 数	区 分	件 数	
出 生	897	転 入	1,667	身元照会回答	345	31,365
死 亡	266	転 出	1,430	外国人登録	174	
婚 姻	631	転 居	1,493	印鑑登録	1,785	
離 婚	77	交 更	607	日雇健康保険	5,446	
養 子 縁 組	50	そ の 他	4,690	国民 "	3,913	
養 子 離 縁	9			国民年金	2,624	
入 籍	46			そ の 他	4,768	
転 籍	286					
氏 名 変 更	3					
認 知	12					
戸 籍 訂 正	105					
そ の 他	41					
計	2,423	計	9,887	計	19,055	31,365
昭和50年度	4,205		14,298		28,587	47,090

2. 諸届及び一般事務処理状況について

昭和五十一年四月から十月までにおける諸届及び一般事務処理の状況は、戸籍関係二四二三件、住民基本台帳関係九、八八七件、その他一九、〇五五件となっており、その内訳は表5のとおりである。

3. 各種証明発行及び手数料収納状況について

戸籍手数料の収納状況について四月から十月までの証明閲覧、登録、交付申請と収入金集計表を抽出して照査した結果、次の点について改善された。

ては、当該申請書を受け付けた後、作成の段階で手数料の額を当該交付申請書の手数料の欄に記入し、これを作成した物件と合せてレジに送付、レジではこれを点検確認したうえで申請物件と引換えに手数料を徴収しているが、当該交付申請書により作成された物件と手数料の欄に記入された金額が相違したまま補正されずに整理されているのが散見された。即ち手数料の額を決定する際、錯誤により誤った手数料の額が計上され、これの訂正がなされていない。しかしながらレジでは当該交付申請書に記載された内容とそれによって作成された交付物件とを点検確認の上、正当な手数料を徴していたが手数料の額の訂正まではなされていない。当該交付申請書に記入される手数料の額は、手数料徴収の際の納入の通知とその意を同じくするものであり、このように誤記入のものをそのまま整理するのは不適当である。手数料の額は必ず補正されたい。なお、昭和五十一年四月から十月までの各種証明発行及び手数料の収納状況は表6のとおりである。

表 6

各種証明発行及び手数料収納状況

(昭和51年4月～10月)

区 分	件 数		金 額	備 考
	無 料	有 料		
戸 籍 関 係 証 明	1,038	10,085	1,796,970	戸籍(原戸・除籍)謄・抄本・戸籍記載事項証明 住民票(除票)謄・抄本・戸籍附票 住民票記載事項証明  所得証明・課税・納税・資産証明など
住 民 基 本 台 帳 関 係	771	17,154	865,490	
印 鑑 証 明	378	25,386	1,269,300	
転 出 証 明	0	1,341	67,050	
身 元 証 明	0	345	17,250	
税 務 関 係 証 明	1,464	8,083	348,440	
埋・火・改葬許可	0	586	132,800	
閲 覧	0	1,144	34,320	
臨 時 運 行	0	805	322,000	
そ の 他	336	806	46,500	
計	3,987	65,735	4,900,120	
昭 和 5 0 年 度	6,534	123,116	7,077,740	

4. 郵送により收受された現金などについて

市外から郵送により戸籍、住民基本台帳関係の各種証明の交付申請がなされた場合の現金、金券、有価証券などの收受については、総務課で收受したうえ、当課に配付されている。当課ではこれを「郵便依頼簿」に登載したうえで諸証明などの作成をなし、手数料相に当分の収納を行っているが、この「郵便依頼簿」が、主務課長の閲覧に供されず、担当職員のみ事務処理に終始していた。当課には当該手数料の収納事務を取扱うための分任出納員が設置されていることでもあり現金、金券、有価証券などの取扱いについては、担当職員のみ事務処理に終始することなく、内部けん制の意味も含めて分任出納員はもとより課内における事務処理の状況を掌握するうえからも担当課長の閲覧に供せるような体制を検討し、その責任の所在を明確にしておくべきと思料する。

市民部生活環境課

1. 組織及び職員配置状況

当課は今回の機構改革により従来の企画室交通公害係、衛生課衛生係及び社会課社会係が統廃合され、生活環境課として発足したもので、昭和五十二年二月一日現在の当課の組織及び職員配置状況は表7のとおりとなっている。

2. 公害関係について

大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法及び悪臭防止法などに基づく公害については、現在、騒音測定を市独自で、他は県と密接な連携を保ちながら実施されている。なお、公害に対する苦情の受付及び処理の状況は表8のとおりとなっている。

表7 組織及び職員配置状況 市民部生活環境課（昭和52年2月1日現在）

区 分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	業務員	計
課 長	1					1
公 害 係	1	2				3
衛 生 係	4	3	2	1	2	12
交 通 防 犯 係	2		1			3
計	8	5	3	1	2	19

表8 公害苦情受付及び処理件数 (昭和51年4月～10月)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
大 気 汚 染	受 付			1		1	1		2
	処 理			1			1		2
	未処理			0		1	0		0
水 質 汚 濁	受 付	1	1	1	3	1	1	1	7
	処 理	1	1	1	2		1		6
	未処理	0	0	0	1	1	1	1	1
騒 音	受 付	3	1	1	1	2	1	1	8
	処 理	2		1	2	1	1	1	8
	未処理	1	1	1	0	1	1	0	0
悪 臭	受 付	2	2	2	1	2	2	2	8
	処 理		1	1	1	1	2		6
	未処理	2	2	1	2	2	2	2	2
そ の 他	受 付	1		3	3	1	1	1	11
	処 理	1		3	2		1	2	9
	未処理	0		0	1	1	1	2	2
計	受 付	7	3	3	2	8	6	5	36
	処 理	4	2	7	7	2	6	3	31
	未処理	3	3	2	4	6	5	5	5

受付欄中 上段 前月において未処理となったものの繰越件数  
下段 当月新規受付分

表 9 各種予防接種実施状況 (昭和51年4月~10月)

区分	予防接種名	対象者数 (推定)	実施者数	実施延日数	昭和50年度 実施者数	備 考
定期の 予防接種	急性灰白髄炎	1,280人	797人	4日	1,100人	実施者数は実人員
	ツベルクリン	3,929	3,422	10	2,646	〃
	B C G	1,318	1,270	10	669	〃
定期外の 予防接種	日本脳炎	61,601	21,216	46	23,739	〃
	インフルエンザ	11,466	7,166	40	20,948	10月~12月

3. 保健衛生について  
 予防接種については、現在のところ定期の予防接種として急性灰白髄炎、ツベルクリン、BCG、定期外の予防接種として日本脳炎、インフルエンザが実施され、また成人病対策として胃ガン、子宮ガン及び循環器系などの検診がなされており、その実施状況は表9表10のとおりである。

表 10 成人病検診実施状況 (昭和51年4月~10月)

区 分	対象者数	実施者数	実施延日数	昭和50年度 実 施 者 数	備 考
胃 ガ ン	349人	286人	3日	227人	
子 宮 ガ ン	711	541	12	857	
循 環 器	720	200	4	1,110	
心 電 図	63	54	6	366	

5. 薬品の受払状況について  
 環境衛生対策及び防疫用薬品の受払状況について薬品受払簿及び購入伝票など関係書類を審査した結果、その事務

4. 衛生害虫駆除消毒手数料及び環境衛生対策薬品実費徴収金について  
 衛生害虫駆除消毒手数料は衛生害虫の駆除及び消毒の依頼があった場合、これを実施し、条例に定める手数料を徴収するもので、環境衛生対策薬品実費徴収金については、各地区衛生組織をもって計画的に衛生害虫駆除を実施する際に薬品を支給し、その実費を徴収するものであるが、いづれも納入が遅れているものまた納期限を超過したにもかかわらず、督促がなされていないものが散見された。特に衛生害虫駆除消毒手数料は、条例でも消毒のつど徴収するとなっており、また納期内に納入されなかった場合は、関係規定に従った手続きをとられることを励行されたい。

表 11 環境衛生対策及び防疫用薬品受払状況調 (昭和51年4月~10月)

薬 品 名	前年度 繰越高	環 境 衛 生 用		防 疫 用		51年 10月末 現在高	50年度 払出高	備 考
		受 入	払 出	受 入	払 出			
油 (18ℓ) 剤	260缶	60	217			103	226	
乳 (18ℓ) 剤	226缶	80	223		1	82	185	
粉 (10kg) 剤	24箱	60	56			28	39	
コソゾール (18ℓ)	19缶		13	20	9	17	28	
クレゾール (500cc)	650本			40	4	686	3	
粒 (15kg) 剤	10缶	10	13			7	19	
次亜鉛素酸ソーダ (500cc)	53本					53	1	

整理は適正に処理されていた。なお、当該薬品の受払状況は表11のとおりとなっている。

市民部清掃課

1. 組織及び職員配置状況

当課は従来は衛生課の所掌事務であったものが、今回の機構改革により、清掃課として独立したもので昭和五十二年二月一日現在の組織及び機構は表12のとおりとなっている。

2. 廃棄物の処理について

(1) ごみ及びし尿など廃棄物の処理については、年々その量も増加し、公害とも関連して行政上重要な問題となってきたり、これに従事する職員の労苦を多とするものである。

ごみ処理については、計画区域内を週二回の割合で収集にあたり、不燃物にあつては、業者との委託契約によって処理されている。し尿処理については、市内許可業者（三業者）が収集にあたり、その処理を当清掃センターで行っている。

これらの収集及び処理の状況は表13、14のとおりとなっている。

6. 汚泥など運搬業務の委託契約について

春及び梅雨明けから年末にかけて各町内に呼びかけて大掃除を実施した際の汚泥などの運搬を業者に委託しているが、この委託契約について年間を通じての単価契約がなされているが、契約書の作成がなされていない。契約を締結したうちは、速やかにこれを成文化し、相互にこれを取り交しておくべきである。

表 12 組織及び職員配置状況 市民部清掃課（昭和52年2月1日現在）

区 分	事務吏員	技術吏員	事務員	技術員	業務員	計
課 長	1					1
第 1 係	2	6	1	3	15	27
第 2 係	1			6		7
計	4	6	1	9	15	35

表 13 ごみの収集及び処理状況（昭和51年4月～10月） 単位：トン

区分 月	収 集 及 び 運 搬 量					処 理			備 考
	稼働日数	ごみ 収集量	1日当り 収集量	不燃物 収集量	焼却 排出物 焼排不運 量	焼却処理	埋 立	そ の 他	
51.4	23	554	24.1	248	96	562	344	648	車 輛 6台 処理能力 50t/日 作業人員 収 集 18名 処 理 7名
5	21	521	23.8	231	91	533	322	507	
6	23	577	25.1	207	98	587	305	664	
7	23.5	620	26.3	274	97	636	371	1,125	
8	23	621	27	302	104	640	406	639	
9	23	510	23.2	297	83	531	380	861	
10	21	462	22	233	91	477	324	589	
計	157.5	3,865	24.53	1,792	660	3,966	2,452	5,033	
昭和 50 年度	163	3,656	22.42	1,133	696	3,785	1,829	4,233	

表 14 し尿処理状況 (昭和51年4月～10月)

月	区分	し尿消化槽	農村還元	その他	備	考
4		(70.2) 1,890.0 kℓ		kℓ	処理能力	104kℓ/日
5		1,980.0	(43.2)		作業人員	6名
6		2,059.2				
7		2,113.2				
8		(32.4) 1,960.2				
9		(12.6) 2,044.8				
10		(54.0) 1,980.0				
計		(169.2) 14,027.4	(43.2)			
昭和50年度		(171.0) 21,868.2	18.0			

( ) は浄化槽汚泥処理量

(2) 不燃物処理について

近年の社会経済の発展とともに家庭から排出されるゴミの内容も大きく変ぼうし、不燃性廃棄物の排出量が年々増加してきたことに鑑み、広域市町村圏組合において昭和四十九年度に一〇六、七一六千円をかけて不燃物処理場が建設された。

この不燃物処理場建設費の一部、起債償還金相当分は、広域市町村圏組合参加市町村で負担することとなり、当市においても昭和五十年、二、一三三、九一六千円を負担している。しかしながら当市の場合、当該処理場の利用度が非常に低く、昭和五十一年度における当該処理場の搬入実績量においても総搬入量に対し、僅か三、一二％程度の搬入量である。利用の度合いが低いというにはそれなりの理由があるものと思われるが、やはり建設費を負担している以上、それ相応の利用を図るべきと思料されるので、市内釜川内における埋立処理と合せて効率的な活用を検討されたい。

3. 清掃手数料について

塵芥及びし尿など廃棄物の処理手数料について収納簿など関係書類を照査した結果、その事務処理は適正に処理されていた。

4. し尿処理許可業者育成補助金について

し尿処理事業の円滑なる運営を図ることを目的として許可業者に対し、補助を行っている。この補助金の交付にあたっては、収集作業月報を毎月提出させ、その収集作業の認定実績量に応じて、補助基準単価を乗

じて得た額を補助金として交付しており、また事業経営の運営状況を把握するため、運営状況報告書を事業月の翌月の十五日までに報告させている。しかしながら年間の収支決算書に類するものが徴されていない。補助事業の目的が当該事業の円滑なる運営を図ることを目的としているならば毎月の運営状況報告書も必要であろうが、やはり年間の総括をした決算書あるいは事業報告書なども徴して補助の効果などを確認すべきと思料する。